

平成22年度の

健康保険組合予算成立!

平成22年度の予算が、去る2月9日に開催された健康保険組合の組合会において可決承認され、監督官庁に健保予算に係わる認可申請書及び届出書を提出しました。

監督官庁に提出した「一般勘定」と「介護勘定」、それぞれの平成22年度予算について概要をお知らせします。

❖ 平成22年度は健康保険料率を56/1000から64/1000に改定します。

● 健康保険料率について

当健康保険組合は、平成15年の法律改正による総報酬制導入により、保険料率を82/1000から72/1000へ引き下げ、さらに翌年、「将来、別途積立金が法定準備金と同額程度になった時点で保険料率を引き上げることを前提に保険料率を56/1000に引き下げる」ことで組合会の承認をいただき、これまで別途積立金を取り崩しながら事業運営を行ってきました。しかし、高齢者医療に係わる国への拠出金の負担増や年々増加する医療費の負担増により、平成22年度には別途積立金が法定準備金を下回ることとなり、保険料率の維持が難しくなってきたため、今後3年間にわたり段階的に適切な保険料率まで戻していきます。平成22年度は、その1年目として保険料率を64/1000に改定します。

1 健康保険(一般勘定)

予算総額は、99億5,326万円で平成21年度予算と比べ約6億1,304万円の増となります。

➔ 収入の状況

主な収入としては、事業主及び被保険者の皆さんからの保険料収入の、76億2,098万円(総収入の76.6%)と、今年度も、積立金から20億4,500万円(総収入の20.5%)の繰入れを計上しています。

■ 健康保険収入予算

科目	予算額(千円)	内訳(%)
健康保険収入	7,620,983	76.57
保険料	7,617,937	76.54
国庫負担金収入	3,046	0.03
調整保険料収入	153,290	1.54
繰入金	2,045,001	20.55
国庫補助金収入	3,020	0.03
財政調整事業交付金	95,711	0.96
雑収入	35,255	0.35
計	9,953,260	100.00

■ 健康保険料率負担割合 (平成22年3月1日より適用)

事業主	被保険者	合計
40	24	64
1000	1000	1000

➔ 支出の状況

主な支出には、保険給付費49億3,496万円と納付金36億3,510万円があり、総支出の86.10%を占めます。また、特定健診・特定保健指導、人間ドック、主婦健診等の疾病予防、体育奨励や各種の情報提供を行うための保健事業費として5億2,028万円計上しています。今年度も厚生労働省の提唱する「健康日本21」運動の「二次予防から一次予防へ」の観点に立ち、事業を推進していきます。

予備費は、不測の出費に対処するために、5億453万円計上しました。

■ 健康保険支出予算

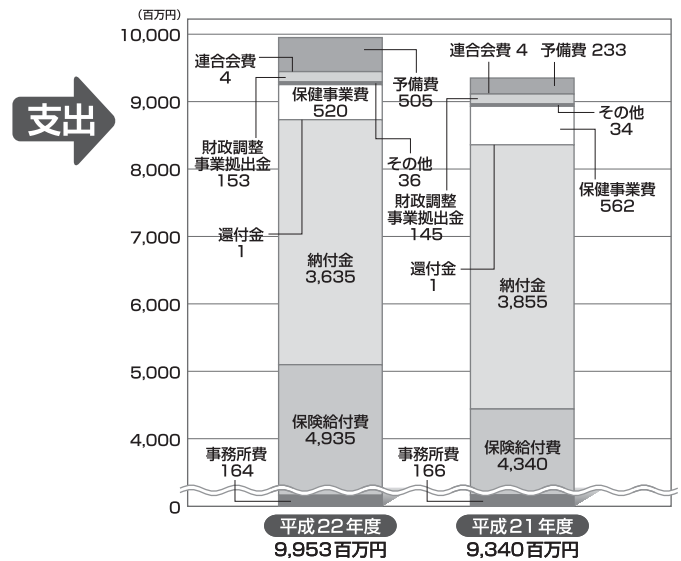
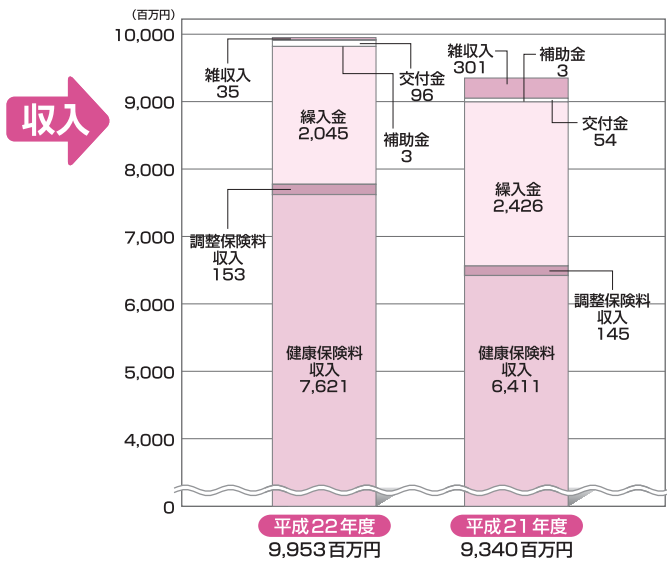
科目	予算額(千円)	内訳(%)
事務所費	164,361	1.65
保険給付費	4,934,964	49.58
法定給付費	4,655,377	46.77
付加給付費	279,587	2.81
納付金	3,635,100	36.52
前期高齢者納付金	1,615,035	16.23
後期高齢者支援金	1,613,330	16.21
病床転換支援金	178	0.00
老人保健拠出金	22,354	0.22
退職者給付拠出金	384,203	3.86
保健事業費	520,278	5.23
還付金	551	0.01
財政調整事業拠出金	153,290	1.54
連合会費	3,680	0.04
その他	36,506	0.36
予備費	504,530	5.07
計	9,953,260	100.00

言葉の説明

前期高齢者納付金：各医療保険の65歳から74歳までの医療給付に対する各保険者間の財政調整のための納付金。

後期高齢者支援金：75歳以上を対象として独立した医療制度による医療給付等に要する費用を賄うための支援金。

平成22年度・21年度予算対比



平成22年度予算のなかで、重要な支出科目である保険給付費と納付金の状況について説明します。

■ 保険給付費

保険給付には、法定給付と付加給付があります。皆さんが医療機関で診察を受けた際の健康保険負担分の支払いや、傷病時や出産時の給付をしています。近年の高齢化、生活環境の変化により増加傾向が見られるため、平成21年度予算比でも約1億6,612万円の増加を見込んでいます。

■ 納付金

監督官庁から示された計算式と諸率で計算をした当健康保険組合の前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等は、平成21年度と比較して、約2億円程度の減少となりました。

22 介護保険 (介護勘定)

予算総額は、7億5,625万円で平成21年度予算に比べて約4,338万円の増加となりました。要因としては、監督庁からの通達による1人あたりの負担見込額の増加があげられます。介護保険料率については、準備金から繰入れをしているものの、増加要因となった1人当たりの負担見込額の増加により8.4/1000となります。

➔ 収入の状況

収入予算は、事業主及び介護保険第2号被保険者と特定被保険者の皆さんからの介護保険料収入(6億9,266万円)と、前年度からの繰越金1,000万円、準備金からの繰入金5,350万円を計上しています。

■ 介護保険収入予算

科目	予算額(千円)	内訳(%)
介護保険収入	692,662	91.59
繰越金	10,000	1.32
繰入金	53,501	7.08
雑収入	90	0.01
計	756,253	100.00

■ 介護保険料率負担割合 (平成22年3月1日より適用)

事業主	被保険者	合計
4.2/1000	4.2/1000	8.4/1000

➔ 支出の状況

支出予算の主なものは、国から納付額が決められる介護納付金7億5,528万円です。

介護勘定は、健康保険組合が被保険者の皆さんから介護保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付するためのものです。平成21年度の介護勘定で生じる収入支出の残金は、まず法定準備金に充当され、さらに残金がある時は平成22年度への繰越金として処理されます。(最終的には、平成21年度の決算組合会で決定されますが、現在の状況では準備金に不足はありませんので、大半を平成22度に繰越し残りを準備金とする予定です)

■ 介護保険支出予算

科目	予算額(千円)	内訳(%)
介護納付金	755,282	99.87
還付金	471	0.06
積立金	500	0.07
計	756,253	100.00

言葉の説明 **介護保険第2号被保険者**：介護保険制度の対象者で40歳から64歳までの医療保険加入者。ちなみに65歳以上の方は第1号被保険者となります。
特定被保険者：40歳未満の被保険者で介護保険第2号被保険者である被扶養者を扶養している方もしくは、海外勤務者(65歳未満健保組合被保険者)で国内に40歳～64歳の健保組合被扶養者のいる方